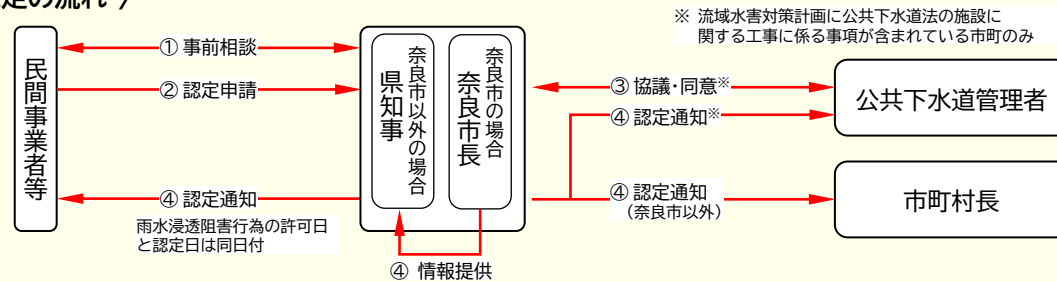


大和川流域における雨水貯留浸透施設整備計画の認定等の流れ

(1) 計画の認定 (奈良県・奈良市)

- ・ 特定都市河川流域において雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、雨水貯留浸透施設の規模等を記載した雨水貯留浸透施設整備計画を作成し、その認定を申請することができる。(法第11条)
- ・ 認定の申請があった場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が認定基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。(法第12条)

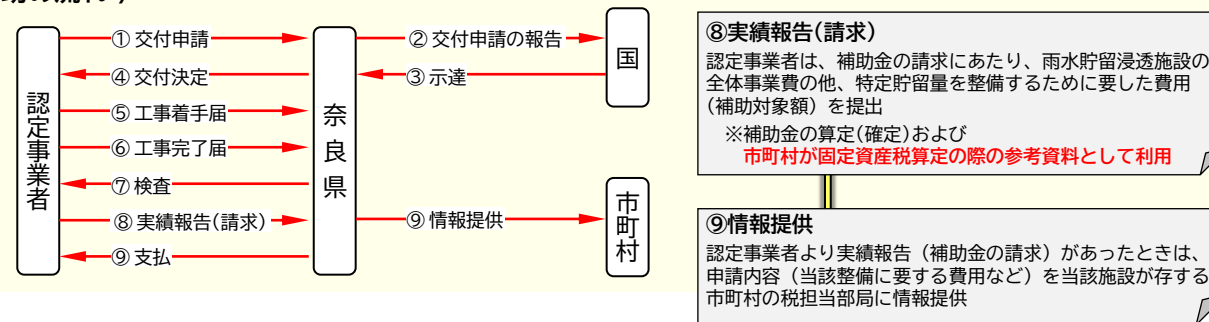
〈 認定の流れ 〉



(2) 民間事業者への補助 (国・奈良県)

- ・ 認定事業者に対し国と都道府県は予算の範囲内において、雨水貯留浸透施設整備費用の一部(認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用のうち、総貯留量から対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量分の経費)を補助することができる。(法第16条)

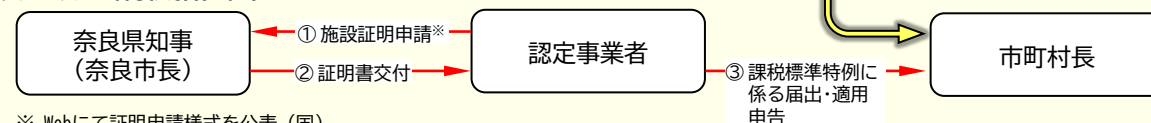
〈 補助の流れ 〉



(3) 固定資産税等の減免 (市町村)

- ・ 認定計画に係る雨水貯留浸透施設の固定資産税については、地方税法の規定に基づき、課税標準について1/3を参酌して、1/6から1/2の範囲内において市町村の条例により定める割合とする。(償却期間中にわたり減免(特例措置期間内に適用を認められた施設))

〈 減免の流れ(特例措置) 〉



申請にあたっての留意事項

(1) 計画の認定

- 1 認定の申請にあたっては、「大和川流域における認定基準」に則り、知事または奈良市長あてに以下の書類を作成し、担当課に事前確認を受けてください。
 - 1) 雨水貯留浸透施設整備計画認定申請書(別記様式第一(第六条関係))
 - 2) 雨水貯留浸透施設整備計画(以下の各項目を記載)
 - ①施設の位置 位置図を添付
 - ②施設の規模
 - a 法義務分の貯留量が確認できる計算書、図面を添付
 - b 法義務分以上(上乗せ分)の貯留量が確認できる計算書、図面を添付
 - ③施設の構造及び設備 図面、資料を添付
 - ④施設の設置に係る資金計画【設置に係る費用】
 - a 法義務分の施設設置に係る費用が確認できる資料(見積書等)を添付
 - b 今回施工する施設(法義務分+上乗せ分)の設置に係る費用(見積書等)が確認できる資料を添付【資金調達計画】
調達計画が確認できる資料(事業者の通帳の写しまたは融資証明)を添付
 - ⑤施設の管理の方法及び期間(時期)を具体的に記載
施設の維持管理方法及び期間(時期)を具体的に記載
 - ⑥工事実施時期 工事計画を添付
 - 3) 確認書
- 2 認定の審査には申請書類を受理してから少なくとも4週間程度を要します。(雨水浸透阻害行為許可とあわせて申請する場合は、許可日と同日付で認定)

(2) 民間事業者への補助

- 1 補助金の交付申請を行うには、あらかじめ、上記認定を受けなければなりません。
- 2 補助金の交付申請を行うにあたっては、補助金交付要綱の内容を確認したうえで、以下の書類を作成し、担当課に事前確認を受けてください。
 - 1) 補助金交付申請書(国あて、知事あて)
 - 2) 当該施設に係る認定通知書の写し
- 3 認定事業者は、補助金の交付決定通知を受理するまでに当該施設の整備に係る工事に着手することができません。
- 4 補助金の交付決定を通知する見込み時期は、申請時期によって異なりますので、担当課に確認してください。

(3) 固定資産税の減免

- 1 固定資産税の減免を受けるには、あらかじめ、上記認定を受けなければなりません。
- 2 固定資産税の減免申請にあたっては、
 - 1) 知事または奈良市長あてに施設証明申請書、当該施設に係る認定通知書の写しを提出してください。
 - 2) 当該施設が存する市町村長あてに課税標準特例に係る届出・適用申請を行ってください。(各市町村の担当窓口にお問い合わせください)
- 3 固定資産税は、雨水貯留浸透施設の設置後、償却期間中にわたり減免されます。(特例措置期間内に適用を認められた施設に限ります)